

慶長十二年の回答兼刷還使の来日についての一考察

——近藤守重説の再検討

高橋公明

はじめに

対馬における近世初期の御家騒動、いわゆる柳川一件の過程で、対馬の実力者柳川氏を中心とした国書改竄の事実が明らかにされた。それは、一六一七（元和三）年・一六二四（寛永元）年に来日した回答兼刷還使との国書交換において、日朝双方の国書を改竄したということとであった。さらに、上記の使節に先行する一六〇七（慶長十二）年の回答兼刷還使の来日に際しても、朝鮮側国書が改竄されていたという主張が、後年、幕府御書物奉行であった近藤守重（重蔵）によってなされた⁽¹⁾。その主張は、かなりの説得力をもち、現在では定説として受け入れられている⁽²⁾。本稿は、その近藤説の再検討を行ない、若干の疑問点を提示することを目的とする。

あらかじめ、それらを提示するならば、(一)最終的な段階では偽書であった事実を動かさないにせよ、徳川政権——厳密には駿府政権——が発行した徳川家康名義の国書は存在したのではないか、(二)したがって、朝鮮国王名義の国書のすりえかも、対馬関係者だけでなく、駿府

政権も暗黙の了解を与えていたのではないか、以上の二点である。

一 近藤説の検討

近藤守重の『外蕃通書』によって、まず彼の主張を見てみよう。

守重按ニ、是朝鮮国王献書ノ始ナリ、其真本、御文庫ニ現存ス、守重等カ掌ル処ナリ……守重云、此李哈ノ書簡一通、御庫ニアル真本ト、世ノ伝本ト共ニ、彼国王ノ来書ニカ、ル、然ルニ、対州ニ伝写スルモノハ、彼国王ノ復書ニ係ル、守重、今彼此研覈シテ、始テ其奸謀ヲ許ククトヲ得タリ、是対州・朝鮮ノ奸臣相謀リ、中途ニ於テ、彼国王ノ復書ヲ敗棄シ、復書中ノ字ヲ點綴改換シテ、来書ノ体ニ擬製スルモノニ疑ナシ、其故ハ前年対馬凶奸ノ陪臣、和議ノ速ニ成ランコトヲ欲シ、偽テ、神君ノ御書ヲ矯作シ、枉テ彼国ノ請ニ従フ、彼国前言ヲ履ミ、国王其復書ヲ奉リ、併セテ礼使ヲ差遣ス、其復書ハ即是ナリ、復書中ノ字ヲ、矯竄改写スルモノハ、対馬前年神君ノ御書ヲ矯作セシ蹤跡ヲ、拵没センカ為ナリ、其狡黠憎ムヘ

シ……③

以上が近藤説である。まず語句の説明をしておく、「御文庫」は紅葉山文庫、「李哈」は朝鮮国王宣祖、「対州ニ伝写スルモノ」は、『朝鮮通交大紀』所収文書のことである。

彼は、紅葉山文庫に保管されていた朝鮮国王名義の国書(「真本」)を、『朝鮮通交大紀』に収められていた写本(「対州ニ伝写スルモノ」)と比較し、文言の異なることから次のような主張をしたのである。(一)一六〇六(慶長一一)年、朝鮮国王に宛てた徳川家康名義の国書は、全く対馬の奸臣によって偽作されたものであること、(二)したがって、一六〇七年の朝鮮国王名義の国書をそのまま幕府に渡せば、前年の対馬側の偽作が明白になるため、朝鮮の奸臣と謀って対馬側が偽作をし、復書の形式を来書の形式に改めたもの(「真本」)を幕府に渡したこと、以上である。

確かに、『朝鮮通交大紀』の写本と「真本」を比較した場合、後者には彼の主張のごとく、「奉復」を「奉書」と改めたり、「革旧而新聞札先及」・「庸答来意」などの文言を削り、復書の形式および徳川家康名義の国書の存在を示す痕跡はない。このような厳密な考証と寛永年間の柳川一件という状況証拠によって、現在に至るまで近藤説は定説としての地位を保ってきたのであろう。

ところが、江戸時代の研究の中で、近藤説は特異な位置を占め、以後の研究においても近藤説は受け入れられてはいない。

二

近藤説も含め、一六〇七年の回答兼刷還使について言及した主なものを年次別に挙げれば、新井白石『殊号事略』(一七一五||正徳五年)、松浦允任『朝鮮通交大紀』(一七二五||享保十年)、近藤守重『外蕃通書』(一八一八||文政元年)、林輝『通航一覽』(一八五三||嘉永六年)などがある。これらの著作から、この時の国書に関する主張を簡単に紹介してみよう。

『殊号事略』では、一六〇六年に徳川家康名義の国書が駿府政権から出されたことは間違いなくとしており、かつ、翌年の朝鮮国王名義の国書も復書ではなく来書であったかのような記述がみられる。『朝鮮通交大紀』では、徳川家康の国書の存在については前書と同様に肯定的で、朝鮮国王の国書については、次の『外蕃通書』と同様に偽書である可能性を示している。⑥なお、近藤守重の名誉のために付記しておくこと、この部分の記述は幕府献上本では削除されており、近藤説は国書の比較だけでなされたものである。⑦『通航一覽』では、先行する『外蕃通書』の批判を主眼としたため、記述も詳細をきわめ、本稿の出発点ともなるものであった。ここでは、近藤説を杜撰と難じ、徳川家康の国書の存在は間違いなく、朝鮮国王の国書については結論を保留しているが、他の解釈も可能であるとしている。⑧以上のように、『外蕃通書』のごとく明快に両国書の偽造を断じたものはなかった。それが何故、現在まで近藤説のみが定説の位置を占め続けてきたのか、不思議としか言いようがない。

本稿の立場を明示するならば、朝鮮国王の国書については近藤説を

修正するだけの根拠はないが、少くとも、それに先行する徳川家康の国書については、『外蕃通書』以外の著作と同様にその存在を確信するものである。

それでは、『外蕃通書』以外の著作が、なぜ徳川家康の国書の存在を肯定的に述べているのか考えてみよう。

いずれの著作も種々の根拠を挙げているが、共通し、かつ決定的と言えるのは、次の文書である。

朝鮮国礼曹参判吳億齡、敬奉我国王之命、致書于日本執政閣下、壬辰之變、實做邦不可忘之痛、而抑貴国不可洗之羞也、……今貴國王、先奉咫尺之書、乃謂改前代非者、信斯言也、豈非兩國生靈之福也、我国王茲遣使价、以答来意、……不宣、万曆三十五年正月日⁽⁹⁾

この文書は、年号が示すとく一六〇七年の回答兼刷還使が持参したもので、朝鮮の官僚（礼曹参判¹¹ 從二品）が幕府の執政に宛てたものである。傍点が示すように、徳川家康の国書の存在を確定的に述べた文言がここにはある。この文書は『朝鮮通文大紀』によっているが、それに先行する『殊号事略』にも「是歳国書を贈られし事は、明年彼通信使の来れる時に彼国王より奉られし書、礼曹より我国執政に贈りし書にもみえたり」とあり、近藤守重を含めて、ここで挙げたすべての人の眼に触れたはずである⁽¹⁰⁾。

ここで一つの仮定をし、近藤説によって、徳川家康の国書が全く対

馬側の偽作とするならば、なぜこのような明白な証拠を残したのか、という疑問が成立する。そして、本稿では逆に、この文書の存在自体が先述した近藤説の(一)を疑うに十分な根拠ではないかという立場をとるのである。

以上が近藤説の検討であるが、この時の使節に関して、いまだかつて検討されたことのない問題がさらに一点ある。偽書であるかどうかは問わないが、一六〇六年に朝鮮国王に宛てた国書は徳川家康名義であった。そして、翌年来日した使節は徳川秀忠に引見されており、返書も秀忠名義であったのである。以上の事実は何周知のことであるが、その政治的意義について本格的に検討されたことはない。慶長期を通じて、駿府政權の徳川家康が対外的に日本を代表することが常態であったのに反して、朝鮮に対してのみ現職の征夷大將軍である徳川秀忠がなぜ対応したのかという点に関して検討する必要がある⁽¹¹⁾。このような検討を欠いてきたことも、近藤説に対して疑問が生じてこなかった理由の一つと考えられるのである。

徳川家康名義の国書は本来あったのではないかという予測、および、なぜ家康でなく秀忠が使節に対したのかという疑問などを念頭において以後の考察を試みよう。

二 回答兼刷還使派遣までの経過

文祿・慶長の役によって朝鮮との関係が断絶した宗家家中（以後、対馬藩とする）にとつて、朝鮮と復交し、貿易を再開することは必須

の政治課題であった。そのため、慶長の役終了直後から対馬藩は朝鮮との復交交渉を開始した。その過程については既に詳述されているので、ここでは概略を述べ、かつ、徳川家康名義の国書に関しては具体的に検討してみよう。¹²⁾

対馬藩による復交交渉は困難をきわめ、たびたび派遣した使節に対しても朝鮮側はいかなる反応も示さなかった。このような状況も、日本に連行された多くの被虜人を朝鮮に刷還した対馬藩の政策と、中央政権が豊臣家から徳川家に代わったという情報によって、しだいに変わり、朝鮮政府の姿勢を拒絶から国情探索へと転換させていった。

一六〇四(慶長九)年、朝鮮政府は、国情探索を目的として僧惟政・孫文政を対馬に派遣した。翌年、この機会を逃さず、対馬藩は外交僧景轍玄蘇・重臣柳川調信を両名に付して京都に派遣し、伏見において、徳川家康と惟政・孫文政の会見を実現させた。これは、朝鮮側の使者が徳川政権と直接に接触した最初の機会であった。この時から、朝鮮政府と徳川政権の国交成立が、対馬藩にとって現実性をもった政治課題となるのである。

同年、対馬藩は橋智正(井手弥六左衛門)を朝鮮に派遣し、国交成立の糸口をつかもうとした。この時を含めて、橋智正は数度釜山に渡り、朝鮮側と復交交渉を行ない、翌一六〇六(慶長十一)年、ついに以下の復交条件をひきだした。その時、朝鮮側が提示した条件は、(一)家康がまず先に国書を朝鮮国王に出すこと、(二)朝鮮役の際、王陵を盗掘した犯人を朝鮮に引き渡すこと、以上の二点であった。(三)について

は考察の対象にしないが、(一)については、その条件が出された背景を明らかにしておこう。

中村栄孝氏はこの点について、「まず徳川家康からの通書をもとめたのは、僧惟政の赴いたとき、中央政府当局者からの答書がなかったことに疑問をいだき、かつ豊臣秀頼がいるのに、家康へ国書を送ることが不審であったからである」と述べられている。¹³⁾この辺の事情について、より具体的に確認してみよう。また、対馬側に先の二条件が伝えられる前、一六〇六年四月、朝鮮政府は二品以上の官僚を集めて、日本に通信使を送ることの可否を論議した。ここで、対馬藩から出されている復交要求が、そもそも中央政権である徳川政権の意志であるのかどうか疑わしいこと、また、豊臣家から徳川家の政権交代に関する情報が不足しており、豊臣秀頼と徳川家康の関係が不明であること、したがって、対馬へ人を遣わして国情探索をし、かつ、先に徳川家康からの国書を出させる必要があることなどが議論された。¹⁴⁾

以上のことは、釜山で交渉している朴大根によって、橋智正に詳しく伝えられた。それによれば、一六〇五年、僧惟政・孫文政等が伏見で家康と会見した時、なぜ「和事」について一言もなかったのか、さらに、家康は第二子を「関白」に封じたと聞くが、豊臣秀頼との関係はどうなっているのか、というようなことが質問された。¹⁵⁾

以上のような交渉はさらに継続されたが、六月になると、先の二条件が正式に橋智正に提示されて、彼は対馬に帰島した。¹⁶⁾

この間の釜山での交渉を孫文政・朴大根の報告によってみると、以

下のものであった。朝鮮側は、対馬藩から出されている復交要求が、徳川政権の意志に基いているということに、大きな疑念をもっていることを表明し、それに対して、対馬側は、先の二条件の実現がいかに難事であるかを説明し、それを朝鮮側の引き延し策ではないかと非難した。そこで、家康の国書が必要な理由を孫文或は次のように説明した。

今者家康、雖反秀吉所為、我國何敢逆 天朝而、擅書 国王之号乎、此家康書、不可無一也、家康明非我國之讎而、雖以通好為言、皆是江上所伝、無憑可考、須以家康本意、致一書於我國、然後、方拋為驗、此家康書不可無二也、家康比雖或致書、必称日本国王、而後我國回書、亦日本国王之号乎、此一節亦不可無也、

それに対して橋智正は次のように発言した。

庚寅信使之行、會不称日本国王之号乎、

再び孫文或は。

然那時、日本先遣国王殿使、致書於我國、故只為回答耳、由是觀之、則家康書尤不可無也、

以上で議論は終った。⁽¹⁷⁾

最初の孫文或の発言は、これまで述べてきた朝鮮側の疑念などを具

体的に説明したものである。徳川家康の国書を先に必要とする理由を、「天朝」(明)に逆つてまで、朝鮮側の独自の判断で家康に国王号を付すわけにはいかないこと、家康の通好要求はいずれも伝聞であり、彼の意志を表明した国書がない限りそれは信用できないこと、家康の国書に国王号が用いてあれば、その回答として家康に対して日本国王と呼ぶことができること、以上の三点であった。それに対して橋智正は一五九〇(大正十八)年の、「日本国関白秀吉奉朝鮮国王閣下⁽¹⁸⁾」と称した例を挙げて反論した。しかし、それに続く孫文或の発言から理解されるように、朝鮮側は国王号の使用を絶対的な条件としているのではなく、日本を代表して、朝鮮との国交の成立を要請する内容をもつ家康の国書を先に出すことが、絶対に必要な条件としていたのである。

以上でこのことに関する検討を終える。ここでは、中村栄孝氏の所説を追認しておくとともに、朝鮮側の対馬藩に対する不信感が非常に大きかったことを指摘しておきたい。さらに、徳川家康の国書の様式については、朝鮮側は大きな関心をもっておらず、日本側の家康自称に対応するという態度であったことも指摘できるであろう。

このような交渉の後、対馬藩は藤信尚を釜山に派遣し、先の二条件を実現するために努力していることを朝鮮側に伝えた。⁽¹⁹⁾そして、八月になると、朝鮮政府は家康の国書が既に対馬に到着したという報に接した。⁽²⁰⁾

徳川家康の国書が対馬に到着した頃の事情を、八月一七日以来、対

慶長十二年の回答兼刷選使の来日についての一考察—近藤守重説の再検討(高橋)

馬に滞在していた全継信等の報告によって具体的に検討してみよう。全継信等と、既に帰島していた橘智正の交渉は非友好的な雰囲気で開催された。朝鮮側が不信感も顕わにして対馬の内情を探ることに對して、対馬側は怒り、徳川政権と朝鮮政府の中間にあっても不正はしてない」と主張した。そして、徳川家康の国書を得た時の模様を橘智正は以下のように説明した。

頃日、討出内府書時、内府初不肯從曰、豈可以先自遣書区区乞和平、反以兵勢誇張、誠非細慮、幸頼寵臣政純之贊助、得出此書、其幸可言、

ここで注目すべき点は、先に国書を出すことに反対する家康の意見を、「政純」（本多正純）の助力で覆して国書を得たということである。これは、当時の徳川政権における本多正純の位置を正しく表現していると思われ、徳川家康の国書の存在が全くの虚構ではないことを示すのではないだろうか。

両者の交渉はその後も続けられ、結局、朝鮮側の要求に従って、その家康の国書の写しを見せることになった。

二十日朝、智正持一紙、密請臣等曰、此是内府書騰来草也、見後、啓知從速遣、幸甚、臣等披閱其書、則間或不遜、又無縛送之語、臣等佯為不管此事而、開論曰、吾等初不為此書而來、不可与汝強弁、

然以事勢言之、則此書、雖呈我國、万無遣使之理、爾輩所為、真可謂兒戲、

橘智正が見せた国書の写しに関して、全継信等は、「不遜」であるとか、「無縛送之語」とか言って、内容上の難点を指摘し、この国書では朝鮮政府は決して日本に使節を派遣しないだろうと主張したのである。

この後、朝鮮側の改書要求に對して、対馬側はそれが不可能であることを説明したが、朝鮮側は納得せず、改書についてはその後も交渉が継続されていった。⁽²¹⁾

以上の全継信等の報告は、中村榮孝氏も用いておられるが、従来、改書については注目されてこなかったものである。本多正純に関する記述、国書の内容が不遜で王陵を盗掘した犯人に関する記述がないこと、以上の点は、この時の国書が徳川政権から出されたものであることを示す重要な状況証拠ではないだろうか。より確実な証拠については後節に譲るが、この国書までは徳川政権は関与していたと筆者は考える。そして、朝鮮側からの改書要求が、対馬藩を苦境に陥れ、その時から国書偽造が始まったとも考えられる。

その後の交渉でも、対馬藩は改書が非常に難事であることを朝鮮に訴えたが、朝鮮側は妥協しなかった。⁽²²⁾しかし、十月になって、改書が実現したという報が対馬に滞在していた全継信から届き、十一月には、その徳川家康の国書も到着した。当然、それは朝鮮側の要求を満

すものであった。⁽²⁴⁾その国書は、周知のごとく日本国王号・明年号を用いたものであった。⁽²⁵⁾

朝鮮側は、あれ程難事と訴えていた改書が短期間のうちに実現し、かつ、国王号・明年号など先述した交渉からは考えられないような様式の国書であったことから、改書された国書の正当性に疑いをもった。ここで確認しておきたいことは、全継信等が対馬で見た国書については、徳川政権が出したものであることは疑われていないこと、そして、朝鮮側が偽書ではないかと疑い始めたのは、改書された国書の内容が朝鮮政府に報されて以後であることである。

以上、回答兼刷遣使派遣に至る経過をたどる中で、一度は徳川家康名義の国書があったと考えられる状況証拠を示したのではないだろうか。

三 回答兼刷遣使の来日

本節では、一六〇七（慶長十二）年の回答兼刷遣使の副使として来日した慶暹の紀行文「慶七松海槎録」⁽²⁶⁾を素材として、国書の問題、および徳川政権における家康と秀忠との関係について検討してみよう。

紀行文は、一六〇七年正月十二日から始まっており、冒頭に三通の文書が載せられている。それは、朝鮮国王が日本国王に、礼曹参判呉億齡が日本執政に、礼曹参議成以文が対馬州太守にそれぞれ宛てたもので、いずれも『朝鮮通交大紀』に載せられているものと、一・二の字句が異なることを除けば一致している。⁽²⁷⁾これは、近藤説が主張する

ように、秀忠に宛てた国書がどこかで取替えられたものであることを示すとともに、この使節の回答する対象が家康であったことも示しているのである。

途中の行程は略すが、三月十五日条に有名な日本国王印についての記述が見られる。徳川家康名義の国書——本稿で言う、改書された国書——に日本国王印が捺してあったことについて質問し、対馬側が、それは明皇帝が豊臣秀吉に与えたもので、秀吉が受け取らなかったの対馬に持ち帰ったのだと答えた。この点については既に諸書に触れられており、ここでは繰り返さないが、この時の使節の質問に「関白無王号云、然耶」と聞いているように、朝鮮側は日本の代表者が本来王号を用いないことを知っていたということは確認しておくべきであろう。対馬側が改書した時に、王号・明年号を用いたことが、これ以後の国書の問題を複雑にしまったのであろう。⁽²⁸⁾

使節は四月には大坂に到着していた。十日条に次のような記事が見られる。

景直、還自倭京、乗昏来見、且言、関白位於第三子秀忠、創新都於武蔵州江戸、使臣一行、似当入去関東、而当竣関白的報、以決進退云、

柳川景直が京都から帰り、夜、使節たちと会見した。この時、家康が秀忠に將軍職を譲り、江戸に新都を建設中であること、そして使節

は江戸に行くべきであるというようなことが伝えられた。

同月十四日条には、京都で京都所司代板倉勝重等の訪問を受け、家康からの報が到着するのを待っているという記事が見られる。

二十九日条に、次のような記事が載せられている。

留倭京、長老承兌及学校元吉等来見、暫行茶而罷、兩人皆僧人也、掌國中書記之事、為関白耳目之任、；兩人以明日、先向関東、故来見而去、玄蘇・景直、亦来参、一行初到大坂、承兌議於板倉曰、朝鮮使臣、非有益於日本、不過探兵機審形勢而来也、待之以薄可也、板倉曰、君言非矣、吾等若薄待使臣、則使臣雖不介意、還滯之後、必謂日本無義、其於天下聴聞何、況隣国使介、涉海遠来、主客之礼、不可涼薄、大非將軍之意也、承兌；；此僧素是貪兇、庚寅年書契之不遜、丙申年詔使之脅迫、皆出於此僧云、

この日、関東へ出発する西笑承兌・閑室元佑が使節を訪問した。引用文にあるように、使節の薄待(冷遇)を主張する承兌とそれに反対した板倉勝重に関する記事は、それ自体興味深い、後述するように、これは両者の朝鮮観の違いだけではなく、室町時代以来、豊臣政権・徳川政権という激しい政権交代にもかかわらず、僧録という地位を背景にして、中央政権の外交を担ってきた承兌―元佑―崇伝の流れと、対馬藩の外交僧として地位を築いてきた玄蘇―玄方の流れの対立を内包したものと考えられるのである。なお、記事の最後に、承兌を

憎んでいることが書かれてあるが、それは、一五九〇(天正十八)年の朝鮮使節、一五九六(慶長元)年の明使節の来日の時の無礼が、承兌に帰因するものであると言っているのである。

使節は五月六日に関東に向って出発する。ついで十四日条に、浜松において次のような記事が載せられている。

朝、元豊来辞、先往駿河州家康所在処、以齋来書契、当伝於家康之意、反覆開諭、則元豊答曰、既已伝位、万無自受之理、第將使臣之意、導達於家康、迎報於中路、吾等答曰、使臣奉国命而来者、只為伝命於家康、不可以中間言語、徑往新関白所也、不得已先見旧関白、聴其丁寧之語、然後伝命於新関白、事甚順理、又為得体、元豊答曰、雖不見旧將軍、只往新將軍、無害於理、吾等答曰、吾等当守我国事体、旧將軍雖不可得見、必須得印信文券、然後方可往彼而廻還我国、亦有証拠、元豊答曰、日本無符信等物、第以言語相憑、不須印文為矣、反覆許多辭說、吾等答曰、然則此一事、一任爾輩中間周旋、使得一文札而相憑、則如何、元豊答曰、是則可矣、……

元豊については、四月十二日条に「又有僧人元豊者、実用事之僧也」とあるだけでそれ以上のことは不明であるが、たびたび使節と会って徳川政権との取り次ぎをしている者である。引用文にあるように、この時になって始めて、徳川政権が朝鮮使節の来日を要請した意図が具体的に使節に伝えられたのである。あくまでも家康に回答すること

が使命であることを主張する使節に対して、將軍職を既に秀忠に譲っている家康に使節を引見する理由がないと元豊は反対した。更に使節は、先に家康と引見等の儀礼を終了した後、秀忠に会おうという妥協案を出す、これに対しても元豊は明確に反対し、先に秀忠に会うという一点については妥協しなかった。結局、使節はこの件を元豊に一任し、日本側の事情を説明する何らかの文書を提出させることを約束させた。

以上の対談の背景として述べておかなければならないことは、この時以前から一六一六（元和二）年の家康の死去に至るまで、外交文書において日本を代表したのは一貫して家康であったことである。秀忠が外交文書を出す時には、必ず家康のものがあり、地位も家康よりも低位であることが明確にされていたのである。すなわち、この時の徳川政権の対応は全くの例外であったということである。²⁹⁾

以上の点を考慮するならば、先の対談は、朝鮮の使節を是が非でも江戸城に居る秀忠に会見させようとする、駿府政権の強烈な意志を示すものとしなければならぬ。

十六日条には、先に秀忠と会見すべきであるとする家康の意を伝えた文書が、金孝舜・朴大根両訳官にもたらされたという記事がある。こうして元豊に約束をはたさせた使節は、二十四日、江戸に到着した。³⁰⁾そして六月六日、江戸城において秀忠と使節の会見の儀礼が行われた。

十一日条には、徳川秀忠名義の国書の印文が「源秀忠印」とあることから、改書された家康名義の国書が対馬藩の偽造であると断定し、

次に年号に関する記事が続いて載られている。

女蘇則欲用万曆年号、承兌則欲用日本年号、稟於関白、関白曰、我
国不事大明、不可用其年号、若用日本年号、则使臣必有未穩之意、
莫如両去之宜当云、故書之曰、竜集丁未、竜集者、如我国之歳次云
耳、

対馬側の女蘇が明年号を、徳川政権側の承兌が日本年号を秀忠の国書に用いるべしと主張し、秀忠が両意見を折衷して「竜集丁未」として年号を除けと命令したのである。これは、結果的には室町將軍が朝鮮国王に宛てた場合の通例と一致するわけであるが、室町時代との違いは明との冊封関係がなかったことにある。その意味では、朝鮮側に妥協した姿勢と言える。また承兌の主張は、先述した朝鮮使節の薄待の主張と同様に、朝鮮蔑視観に基いたものであろう。承兌のこのような姿勢は後日にも記されているが、これまでの彼の主張は実現しなかったことを確認しておく。

さて、同日条後半に、本稿の主題に関わる重要な記事が見られる。徳川秀忠を補佐する本多正信との対談の中で、使節は次のように発言するのである。

俺等答曰、日本之於我国、有不可忘之讐、而老將軍為国、累次請
和、先遣書契、以為改前代之非者、故我国王、特遣使价、以答將軍

致勤之意、而老將軍、已為佞位於新將軍、故使臣等、入來于此、……

この発言は本多正信に向けられたのであり、以後の対談も平穩に行われている。そして、この時期に徳川政権から対馬藩に何らかの追求がなされたという事実はない。したがって、徳川家康の国書が徳川政権から出されたことを、本多正信は疑っていないと考えざるをえないのではないだろうか。この記事と、第一節で示した礼曹参判吳億齡が日本執政に宛てた文書の存在は、徳川家康名義の国書があったことを、もはや決定的に示すものと言えよう。

次に、同月二十一日条に見られる承兌に関する記事を紹介しておく。

衆論、欲將進貢天朝一欵、載録於回書中、関白亦有此意、而承兌言於関白曰、日本有天皇、大明有天子、此是相等之國、頃日関白輩、欲為通和、称臣進貢、大不可也、豈有以相等之國、自貶称臣之理乎、関白然之、不為載録、

この記事は、使節の帰路掛川において、柳川景直・橘智正から聞いた話を記したものである。秀忠名義の国書に、明との外交関係の成立を依頼する文言を書き入れるかどうかで徳川政権内部で議論した時、「関白」(家康カ)をはじめ多数の者が書き入れることに賛成したが、承兌は、明の皇帝と日本の天皇は同等とし、あえて臣従してまで明と

外交関係を結ぶべきではないと反対し、このことに関しては彼の主張が通ったのである。⁸⁾そして、閏六月七日条の記事を参考にすれば、対馬藩こそもっとも明との冊封を願っていたようである。

これまでたびたび述べてきた承兌の政治姿勢は、一貫して朝鮮を見下し、明と日本を対等とする、古代以来の伝統的外交観に基いたものであった。そして、さらに一点を付け加えるならば、対馬藩の政治姿勢に対しても、一貫して反対するものでもあった。以下に述べることは論証を欠き、単なる見通しであるが、室町時代以来の伝統によって徳川政権の外交僧達は、対馬藩の働きによって回答兼刷還使の来日を実現したこと自体、外交僧としての自らの立場を犯すものと感じたのではなかっただろうか。そしてその反感は、五山派ではない幻住派の僧で、対馬藩の外交実務を掌る景轍玄蘇にとりわけ向けられたのではないだろうか。このような観点から、柳川一件以後の外交僧の地位の変化を検討する必要がある。具体的には、以酏庵輪番制が確立して対馬藩の外交実務を五山派が担ったこと、それとは逆に、江戸幕府の外交実務から五山派が排除され、林家がそれを担ったこと、以上の事実を外交史の中で統一的に位置づけることである。

おわりに

一六〇七(慶長十二)年の回答兼刷還使に関する近藤守重の説を再検討することによって、以下の点が明らかにされた。一六〇六(慶長十一)年の徳川家康名義の国書が一度は徳川政権から出され、対馬ま

で送られたことは間違いなく、対馬による国書の偽造は、その国書に對する改書要求が朝鮮からなされたことを契機に始まったと見られる。そして、徳川政権内において強い反対があったにもかかわらず、朝鮮使節の来日が実現した背景には、征夷大將軍徳川秀忠を中心とする江戸幕府の權威を高め、かつ、豊臣家から徳川家への政権交代を効果的に印象づけようとする、徳川政権の強烈な意図があったと思われるのである。また、使節のもたらした朝鮮国王名義の国書についても、復書を來書に改めなければならぬ理由は、対馬藩ではなく徳川政権にあったのだから、国書の取り替えについても徳川政権、特に駿府政権は暗黙の了解を与えていたと考えるべきであろう。

最後に、当時の外交慣習の常態を破り、なぜ朝鮮に對してのみ徳川秀忠を日本の代表とする姿勢をとったのかを述べておこう。その姿勢はひとつの朝鮮觀を表わしており、朝鮮の使節だから秀忠に權威を与えることができるという觀念を前提としたものであろう。すなわち、朝鮮をひとつの權威と見る姿勢があったと考えなければならぬ。そして、それが、朝鮮蔑視觀を基調とする承兌等の姿勢を抑えたのである。以上のように考えるべきではないだろうか。江戸時代のみならず他の時代の日朝關係についても、朝鮮蔑視觀だけではなく複数の朝鮮觀が現実の外交の中で存在しているという想定で、今後も検討する必要がある。

注

- (1) 近藤守重『外蕃通書』。本書は一八一八（文政元）年、幕府に献上された。なお、彼の幕府御書物奉行の在職期間は、一八〇八（文化五）年から一八一九（文政二）年までである。「近藤守重事蹟考」『近藤正齋全集』第一、所収）参照。
- (2) 主な著作を挙げれば、中村栄孝「江戸時代の日鮮關係」『日鮮關係史の研究』下、田中健夫『中世対外關係史』第六章、田代和生『書き替えられた国書』（中公新書）などが、いずれも近世初期の日朝關係について論じている。そして、そのいずれも、一六〇七（慶長十二）年の国書改竄については近藤説に基いて記述がなされている。
- (3) 『外蕃通書』第一冊。
- (4) 田代和生前掲書三一～四一頁参照。
- (5) 新井白石『殊号事略』『新井白石全集』第三、六三二頁。
- (6) 『朝鮮通交大紀』（田中健夫・田代和生校訂本）一七三～五頁。
- (7) 前掲書の田中健夫「解題」参照。
- (8) 『通航一覽』（国書刊行会本、第三）卷九三。
- (9) 『朝鮮通交大紀』一七六頁。
- (10) 『殊号事略』六三二頁。『通航一覽』第三・卷一〇三。なお、『外蕃通書』はこの文書について触れていない。
- (11) この点に関する全面的な検討は、後の機会にはたす予定である。
- (12) 注(2)参照。特に本節では、中村栄孝前掲論文二五三～二二頁を参考にした。
- (13) 中村栄孝前掲論文二六五頁。
- (14) 「宣祖実録」卷一九八・三十九年四月癸卯条。
- (15) 同前乙卯条。
- (16) 中村栄孝前掲論文二六五頁。
- (17) 「宣祖実録」卷二〇〇・三十九年六月癸亥条。

- (18) 「統善隣国宝記」(『統群書類従』第三〇輯上) 卷八八一。
- (19) 「宣祖実録」卷二〇一・三十九年七月辛未条。
- (20) 同前卷二〇二・三十九年八月己未条。
- (21) 同前卷二〇三・三十九年九月己卯条。
- (22) 同前壬子条。
- (23) 同前卷二〇四・三十九年十月庚子条。
- (24) 同前卷二〇五・三十九年十一月丁丑条。
- (25) 同前丁丑条、卷二〇六・三十九年十二月戊子条。
- (26) 「慶七松海槎録」(『海行摭載』二、所収)
- (27) 『朝鮮通交大紀』卷五・一七三〜八頁。
- (28) 拙稿「外交文書、『書』・『咨』について」(『年報中世研究』七号) 九二頁の注(21)で示したように、当時、対馬関係者は朝鮮に宛てた文書に明年号を用いていた。改書された国書に明年号を用いたのは、あるいはその習慣が反映されたとも考えられる。
- (29) 注(11)参照。
- (30) 『朝鮮通交大紀』卷五・一七四〜五頁に、「又按二、…朝鮮国書私に偽造し信使登城の日殿中におみて取替し事、景直より始りし」などとあってこの日に朝鮮国王名義の国書を柳川景直が殿中で取り替えたとされている。このように最終段階で取替えが実行されたのは、あるいは対馬側も秀忠と使節を見せさせるという徳川政権の意志を、当初から知らされていなかったのではないだろうか。
- (31) ただし、徳川政権の政治姿勢は、この後も明との外交関係の成立を望むものであったことは、諸書の説くとおりである。例えば、荒野泰典「大君外交体制の確立」(講座日本近世史『鎖国』) 一三九〜四三頁。